

令和5年度事業提案一覧表

【提案事業】

保健福祉部

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
1	妊婦健康診査公費負担事業 (産婦健康診査費用助成)	健康増進課	新規	R 5	出産後まもない時期の地域におけるすべての産婦に対する健康診査にかかる費用を2回分(産後2週間、産後1か月)助成し、受診しやすい環境を整備する。 当該健康診査の結果より、支援が必要な産婦を把握し、地区担当保健師による支援を行うとともに、必要に応じて受け皿となる産後ケア事業(産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等)に繋ぐなど適切なフォローを展開し、母子が健やかに過ごせるよう支援する。
2	乳幼児健康診査事業 (スポットビジョンスクリーナー導入)	健康増進課	新規	R 5	3歳6か月児健診においてスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を導入し、弱視等の疑いを早期に発見し、早期に眼科医療機関に繋ぐことで子どもの視機能の向上をめざすとともに健全な発達を促す。
3	妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業拡充)	健康増進課	拡充	R 5	産後ケア事業の対象者が産後4か月未満から出産後1年を経過しない女子及び乳児に拡大されたことから、従来の産科医療機関における宿泊型・デイ型でのケアに加えて、生活場面で相談やケアを提供するアウトリーチ型の体制整備を実施し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、さらなる支援の充実を図る。
4	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業	健康増進課	新規	R 5	児童福祉法の改正(令和4年6月公布)により、既存の子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を維持しながら、双方が情報共有を行い、適切な連携を図るための調整役となる「統括支援員」等を配置する。また、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの双方が一体的対応を図るために、各課の情報を管理するシステムを相互閲覧できるように整備する。
5	健診・各種がん検診等事業 (胃内視鏡検査導入)	健康増進課	ローリング	R 3	胃がん検診における検診内容のさらなる充実と安定した検診体制の整備を図るために、胃内視鏡検査を実施する。 実施にあたっては、一般社団法人門真市医師会と委託契約を締結し、その会員医療機関のうち、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」に定められる条件に当てはまる医療機関にて個別検診として実施する。なお、対象者は50歳以上の市民とし、受診間隔は2年に1回とする。
6	乳幼児健康診査事業 (新生児聴覚検査費用助成)	健康増進課	ローリング	R 4	出生後、産科医療機関にておおむね生後3日以内に初回検査を実施し、初回検査で要再検査(リファア)となった場合は、おおむね生後1週間以内に確認検査を行う。 新生児聴覚検査はスクリーニング用耳音響放射検査(「OAE」(Otoacoustic Emissions))は泣き止んでいる状態で、自動聴性脳幹反応検査(「自動ABR」(Automated Auditory Brainstem Response))は、自然睡眠下にて実施する。
7	健康管理業務事務改善事業	健康増進課	ローリング	R 4	健診、相談や教室等の予約において、WEB予約を実施し、対面不要かつ、利便性の高い手続のオンライン化を実施する。 また、母子対応において市公式の電子母子手帳アプリを提供し、予防接種スケジュールの組み換え機能やお知らせの配信機能などにより、対面不要でサービスの提供を実施する。 さらに、保健師の訪問などにおいて、セキュリティ対策を講じつつ、リモート環境を用いて、持ち出し端末から情報を容易に入力できる環境を構築することで迅速に情報を電子化・共有化し、内部での接触機会を低減し、感染症対策を実施することに加え、健康管理業務の負荷軽減を図る。 これらの実施により、健康管理業務全般において接触機会を低減し、感染症対策を実施しつつ、市民の利便性を向上し、総合的な新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる。
8	健康増進計画・食育推進計画策定事業	健康増進課	新規	R 5	「門真市第6次総合計画」を上位計画とし、本市の健康づくりや食育推進に関する施策・事業を進めるための当該計画と関連計画との整合性を図りながら、国の指針及び市の動向を踏まえた、健康や食育に関する実態調査のための市民アンケートを実施し、結果を分析・反映させた第二次計画を策定する。
9	健診・各種がん検診等事業 (骨粗鬆症検診の個別検診化)	健康増進課	新規	R 5	骨粗鬆症検診について個別医療機関における通年実施とすることで、安定した検診体制を整備し、市民の利便性の向上や受診機会の拡充に繋げる。
10	妊娠・出産包括支援事業 (利用者支援事業 母子保健型 人員体制強化)	健康増進課	拡充	H 29	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するための切れ目ない支援体制のさらなる充実をめざす。また、特定妊婦や産後うつなど多様なニーズに対応するため、さらに専門職を配置することで要保護児童対策地域協議会や精神科などの医療機関といった関係機関との連携を深め、困難事例への対応を強化する。
11	健診・各種がん検診等事業 (がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業)	健康増進課	新規	R 5	抗がん剤治療による脱毛や、手術による乳房切除などが生じた方に対し、医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の一部を助成し、AYA世代を含むがん患者が仕事や社会参加との両立及び生活の質の維持向上をめざすとともに、経済的負担の軽減を図る。 なお、助成の範囲として、ウィッグは毛付き帽子、帽子、装着時の保護ネット、乳房補正具はパッドを含む補正下着、人工乳房(乳房再建術を除く)をそれぞれ対象とする。

12	債権管理適正化事業	保護課	新規	R	5	生活保護法第63条による返還金並びに第77条の2及び第78条による徴収金の滞納者（廃止ケース）に対し、コールセンターより納付の呼びかけを行い、納付の意識付けを行うことで収納率の向上を図る。
13	年金調査事業	保護課	新規	R	5	社会保険労務士等専門知識を有する者を雇用し、生活保護受給者の年金受給資格（短縮年金を含む老齢・障害年金）の有無等を調査の上、年金裁定請求の支援を行うことにより、生活保護の適正実施を図る。また、生活保護関係職員に対しては、年金に関する研修を実施する等関係職員の年金に関する知識を深める。
14	地域生活支援事業（移動支援事業）	障がい福祉課	拡充	H	18	屋外での移動に困難がある障がい児又は障がい者について、外出するための支援を実施する事業を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。北河内の状況等を勘案し、より安定的かつ利用しやすい事業となるよう、委託基準額の改定を行う。
15	地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）	障がい福祉課	新規	R	5	市民の手話に対する理解をより深めるため、手話言語条例制定パンフレットの作成、市ホームページ、広報等での手話の啓発、施設等を対象とした手話講座を行う。
16	高齢者の健康づくり推進事業（ICT環境の整備）	高齢福祉課	ローリング	H	30	老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター及び地域高齢者交流サロンにフリーWi-Fi環境を整備することにより、高齢者が施設や自宅等で介護予防教室や講座に参加できるようにする。また、官公庁のホームページ等からの情報収集や災害時において、情報格差の是正を図る。さらに、ウィズコロナに対応した新しい生活様式により実施し、認知症や介護状態になるリスクを減らすとともに、インターネットを介して市民等との交流やつながりを持つことができるよう促す。
17	高齢者の健康づくり推進事業（スタンプラリー）	高齢福祉課	ローリング	H	30	高齢者の外出機会創出し、健康づくりのきっかけとすることを目的として、地域包括支援センター、協定締結先企業と連携し門真市内で謎解きスタンプラリーを実施する。協定締結先企業に協力を求め、スタンプ設置場所で健康に関する啓発を行うとともに、市民向けにいきいき健やか教室を年3回程度開催する。
18	包括的支援事業	高齢福祉課	新規	R	5	地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を行う。
19	認知症高齢者見守りQRコード交付事業	高齢福祉課	新規	R	5	QRコード付きシールを交付し、利用者の衣服や持ち物に接着したQRコードを発見者が携帯端末等で読み取ると、事前に登録したご家族にシステムを介して連絡を取ることができ、早期の身元確認から保護へとつなぐ。
20	老人保護措置事業	高齢福祉課	新規	H	30	高齢者が自宅での生活に支障が生じ、何らかの支援が必要となったとき、養護老人ホームへ入所措置をとる。入所措置後も、初期課題及び現状課題の解決に向けて、継続して支援し、安定した日常生活を送ることが可能な状況となれば、自立を促す。
21	認知症予防事業	高齢福祉課	新規	R	5	従来の地域住民に対する、認知症についての一般的な知識の普及などの取組に加え、認知症発症リスク者等に対し、認知機能低下の早期発見及び予防に向けたプロジェクトを官民連携で企画することにより、高齢者の健康寿命の延伸を図る。
22	門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	高齢福祉課	ローリング	R	4	くすのき広域連合の解散に伴い、従来門真市が実施した高齢者保健福祉計画に加えて、くすのき広域連合が実施していた介護保険事業計画を策定する。
23	介護保険事務委託事業	高齢福祉課	新規	R	5	くすのき広域連合の解散に伴い、市で介護保険を行うにあたり、窓口対応を含め、介護保険に関する事務を委託することで、業務の適正化・効率化を図る。
24	介護認定調査事務委託事業	高齢福祉課	新規	R	5	くすのき広域連合の解散に伴い、市で介護保険を行うにあたり、要介護認定を行うための介護認定調査については、介護支援専門員の資格が必要となるため、介護認定調査事務を委託することで、介護認定調査の標準化を図り、遅延なく円滑な調査事務を実施する。
25	高齢者の健康づくり推進事業（高齢者「歩こうよ・歩こうね」運動）	高齢福祉課	ローリング	H	30	企業・団体等と協力し、通常業務に支障が出ない範囲で見守り活動を行い、支援の必要な高齢者を早期発見し支援につなげる。
26	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	健康保険課	新規	R	5	KDBシステム等の活用により、地域の健康課題を特定し、健康課題に該当する対象者を抽出する。抽出した情報をもとに、対象者個人の状態を包括的に把握し、通知、電話、訪問、かかりつけ医等との連携を通して、相談・保健指導を実施する。また、庁内外の関係者との情報共有・連携、既存の関連事業との調整、事業の計画策定、進捗管理を行う。通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育等を定期的かつ計画的に実施するとともに、「後期高齢者の質問票」の活用や身長、体重、血圧、握力等の測定を行い、フレイル状態の高齢者を把握し、KDB等の情報と併せて、保健指導、健診・医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨等を行う。

27	おおさか健活マイレージ「アスマイル」の市独自オプション事業	健康保険課	ローリング	R 4	大阪府が整備した事業「アスマイル」を活用し、市独自にポイントを付与することで、国民健康保険被保険者（40歳～74歳）の健康意識の向上を促し、継続的かつ自発的な健康づくり活動の促進を図り、医療費の適正化及び健康寿命の延伸につなげる。
----	-------------------------------	-------	-------	-----	---